

森林審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）第5章及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第7条の規定に基づき設置する、兵庫県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 審議会事務局を、兵庫県農政環境部農林水産局林務課内に置く。

(会議)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 審議会は会長が招集する。ただし、委員の改選後初めて開催する審議会については、審議会事務局が招集するものとする。
- 3 審議会の議長は、会長をもってこれに充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員が互選したものがその職務を代行する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

(部会)

第4条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 開発審査部会（以下「開発部会」という。）

森林の開発に関する事項

- (2) 松くい虫防除対策部会（以下「松くい虫部会」という。）

松くい虫防除対策に関する事項

- 2 部会は部会長が招集する。
- 3 開発部会及び松くい虫部会（以下「部会」という。）の議長は、部会長をもってこれに充てる。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。
- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
- 7 会長は、委員として部会に出席することができる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を該当する部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とする。

- 2 会長は、前項の同意をした決議の内容について、次の審議会に報告するものとする。ただし、委員の改選後初めて開催する審議会にあっては、審議会事務局が報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 審議会及び部会の会議は、原則公開とする。但し、以下の各号に該当する場合で、会長又は部会長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別途定めるものとする。
- 3 第1項により会議を非公開とした場合、委員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議記録・審議資料)

第8条 会議記録及び審議資料は、公開請求があった場合、以下の各号に該当する情報が記録されている場合を除き、公開するものとする。

- (1) 情報公開条例第6条各号に該当すると認められる情報
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると会長又は部会長が認める情報

(補則)

第9条 この規定に定めがない事項については、会長又は部会長の定めるところによる。

附則（平成12年11月29日）

（施行期日）

1. この規程は、平成12年11月29日から施行する。

（旧規則の廃止）

2. 兵庫県森林審議会運営規則（昭和49年12月24日）は廃止する。

附則（平成16年12月20日）

（施行期日）

1. この規程は、平成16年12月20日から施行する。

附則（平成19年12月21日）

（施行期日）

1. この規程は、平成19年12月21日から施行する。

附則（平成20年4月1日）

（施行期日）

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年11月18日）

（施行期日）

1. この規程は、平成21年11月18日から施行する。

兵庫県森林審議会開発審査部会委員名簿

(R元.12.1～ 敬称略、五十音順)

氏名	役職等	開発審査部会
松浦 純生	京都大学防災研究所教授	部会長
石上 公彦	兵庫森林管理署長	部会長代行
大津賀 真紀子	公募委員	委員
齋藤 真大	兵庫県議会議員	委員
杉本 雅子	兵庫県建築士会理事	委員
藤田 孝夫	兵庫県議会議員	委員
松野 正和	兵庫県木材業協同組合連合会理事	委員